

東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内住宅用地の  
代替住宅用地を取得した方へ  
《代替住宅用地に対する固定資産税の特例措置》

## 1 概要

居住困難区域内住宅用地の所有者が、当該住宅用地に代わる土地（代替土地）を、居住困難区域設定指示が解除される旨の公示があった日から起算して3月を経過するまでの間に取得した場合において、代替土地のうち居住困難区域内住宅用地の面積相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例を適用します。

### \* 住宅用地の課税標準の特例

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（200㎡以下）	価額の1/6	価額の1/3
一般住宅用地	価額の1/3	価額の2/3

## 2 特例対象土地

（1）平成23年3月11日（居住困難区域設定指示が行われた日）から居住困難区域設定指示が解除される旨の公示があった日から起算して3月を経過するまでの間に取得した土地で、当該居住困難区域内住宅用地に代わるものとして市長が認めるものであること。

（2）取得後3年間の各年度の賦課期日においては、家屋又は構築物の用に供されていない土地（被災住宅用地の面積相当分）であること。

## 3 特例対象者

（1）平成23年3月11日（居住困難区域設定指示が行われた日）における所有者（当該土地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

（2）（1）の者について相続があったときにおけるその者の相続人

（3）（1）の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に（1）と同居する予定であると市長が認める者

（4）（1）が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

## 4 申告書等の提出書類

（1）東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域の土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税等の特例適用申告書  
→（様式第6号）

（2）居住困難区域を指定する旨の告示があった日において、居住区域内に所有していた旨を示す書類 →（不動産登記事項証明書等）

- (3) 居住困難区域住宅用地が平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地の特例を受けたことを証する書類  
→ (平成 23 年度固定資産税課税台帳登録(記載)事項証明書等)
- (4) 同居でない場合、同居を約する誓約書  
→ (様式第 4 号)
- (5) 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する誓約書  
→ (様式第 3 号)
- (6) 被災住宅用地及び代替土地の面積を証する書類  
→ (不動産登記事項証明書等)
- (7) 納税義務者が相続人等である場合は、所有者との関係を示すもの  
→ (戸籍謄本等)
- (8) 合併法人又は分割承継法人の場合は、旧法人との関係を示すもの  
→ (法人の登記事項証明書)

※ 上記添付書類は写しでも可

## 5 問い合わせ先

久喜市役所資産税課